

指定通所介護事業所の運営規程

大竹市医師会デイセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人大竹市医師会が開設する大竹市医師会デイセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、通所による適切な介護を提供することを目的とする

（事業の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 大竹市医師会デイセンター
- （2）所在地 大竹市油見三丁目6番8号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（ア）管理者 1名（常勤 業務に支障ない限り、他職種との兼務あり）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（イ）生活相談員 1名以上（常勤 サービス提供時間を通じて常時1名以上配置）

生活相談員は利用者またはその家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整・居宅支援事業者等との連携を図る。

（ウ）看護職員 1名以上（常勤・非常勤 機能訓練指導員との兼務あり）

健康チェックを行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が必要なサービスを受けられるように必要な処置を行う。

（エ）介護職員 4名以上（常勤・非常勤）

通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況を的確に把握し適切な介護を行う。

（オ）機能訓練指導員 2名以上（常勤・非常勤 看護職員との兼務あり）

心身機能の維持のために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日 国民の祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

ただし、サービス提供時間は9:20から16:30とする

(指定通所介護の利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は、第1号通所事業の利用者を含み30名とする。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(ア) 送迎サービス

(イ) 健康チェック

(ウ) 食事サービス

(エ) 入浴サービス

(オ) 日常生活上の援助・指導

(カ) 機能訓練サービス

(キ) 相談・助言等

(通所介護計画の作成)

第9条 通所介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望、おかれている状況や家族の状況等、十分に把握し個別に通所介護計画を作成する。

2 作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに通所介護計画書を交付する。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目に関しては別途料金の支払いを受けるものとする。

(1) 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1Kmあたり35円を実費として徴収する。

(2) 食費…1食あたり750円

(3) おむつ代…紙パンツ100円 尿取りパッド50円

(4) 上記以外で通所介護の提供において、通常必要になる費用…実費

(5) 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の署名または記名押印を受ける。

(6) 利用料の支払いは、現金を原則とし、日払い、月払いについては相談に応じるものとする。

(通常の事業実施地域)

第11条 事業所の通常の事業実施地域は、栗谷を除く大竹市、和木町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 器具を利用する場合は事故防止のため、必ず職員に申し出てください。
- (2) 感染のある病気に罹患していたり、体力的に問題があり継続して利用が難しいと判断された時は、事業所の方から利用休止のお願いをすることがあります。

(緊急時等における対応方法)

第13条 通所介護提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族・主治医、居宅介護支援事業所及び市町等に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて定期的に避難訓練を行う。

(苦情処理)

第15条 提供した通所介護に関する苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため受け付け窓口を設置し担当者を配置する

(その他運営に関しての留意事項)

第16条 従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) その他研修 年2回以上
- 2 事業所は通所介護事業を行うため、ケースの記録等必要な記録・帳簿を整理する。
- 3 従業者は職務上知り得た秘密の保持を厳守する。
- 4 通所介護の提供により事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
- 5 通所介護に使用する備品を清潔に保ち常に衛生管理に十分留意するものとする。
また、従業者は感染症等の予防のために必要な対策を実施するとともに、その知識の習得に努める。
- 6 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、一般社団法人大竹市医師会デイセンター運営委員会の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

附 則

この規程は2003年4月1日をもって施行する。

この規程は2004年2月1日をもって施行する。6条（イ）・7条・10条（2）（3）（4）（6）

この規程は2004年4月1日をもって施行する。5条（エ）（キ）

この規程は2005年3月1日をもって施行する。5条（エ）

この規程は2005年9月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2005年10月1日をもって施行する。10条（2）（5）

この規程は2006年3月1日をもって施行する。5条（エ）

この規程は2007年3月1日をもって施行する。5条（エ）7条

この規程は2008年3月1日をもって施行する。5条（イ）（エ）6条（イ）

この規程は2009年1月20日をもって施行する。5条（カ）（キ）10条（4）9条（2）6条（イ）

この規程は2010年2月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）（エ） 11条

この規程は2011年10月20日をもって施行する。6条（イ）10条（1）

この規程は2012年4月1日をもって施行する。6条（イ）

この規程は2013年11月10日をもって施行する。5条（エ）

この規程は2014年4月1日をもって施行する。1条

この規程は2014年5月23日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2015年7月1日をもって施行する。5条（イ）（ウ）（オ）

この規程は2016年4月1日をもって施行する。5条（イ）（エ）（オ）

この規程は2017年11月1日をもって施行する。5条（ウ）（エ）（オ）

この規程は2017年12月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2018年4月1日をもって施行する。5条（イ）（ウ）（オ）

この規程は2018年5月1日をもって施行する。5条（ウ）（エ）（オ）

この規程は2018年9月1日をもって施行する。5条（イ）（ウ）（エ）（オ）

この規程は2018年10月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2018年11月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2018年12月1日をもって施行する。5条（ウ）（オ）

この規程は2019年1月1日をもって施行する。5条（エ）

この規程は 2019 年 3 月 1 日をもって施行する。5 条（ウ）（オ）

この規程は 2019 年 6 月 1 日をもって施行する。5 条（イ）10 条（2）（3）

この規程は 2019 年 10 月 1 日をもって施行する。10 条（2）

この規程は 2020 年 1 月 1 日をもって施行する。5 条（エ）

この規程は 2020 年 8 月 1 日をもって施行する。5 条（エ）

この規程は 2020 年 12 月 1 日をもって施行する。5 条（エ）

この規程は 2021 年 3 月 1 日をもって施行する。5 条（エ）

この規程は 2023 年 2 月 1 日をもって施行する。5 条（ウ）（エ）（オ）10 条（2）

この規程は 2024 年 1 月 1 日をもって施行する。5 条（ウ）（エ）（オ）17 条

この規程は 2025 年 5 月 1 日をもって施行する。5 条（ア）（イ）（エ）

この規程は 2026 年 6 月 1 日をもって施行する。5 条（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）10 条